

有明地域医療構想調整会議【第4回】

次 第

日 時：平成30年 7月31日（火）
午後7時～

場 所：玉名地域振興局 4階 大会議室

I 開 会

II 議 事

1 地域医療構想の進め方について 【資料1】

2 「政策医療を担う中心的な医療機関」の役割明確化に関する協議について
【資料2】
【資料6】

- (1) 荒尾市民病院
- (2) 公立玉名中央病院
- (3) 玉名地域保健医療センター
- (4) 和水町立病院

3 病床機能転換に係る施設・設備整備への補助について 【資料3】

III 報 告

4 平成29年度病床機能報告結果について 【資料4】

5 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料5】

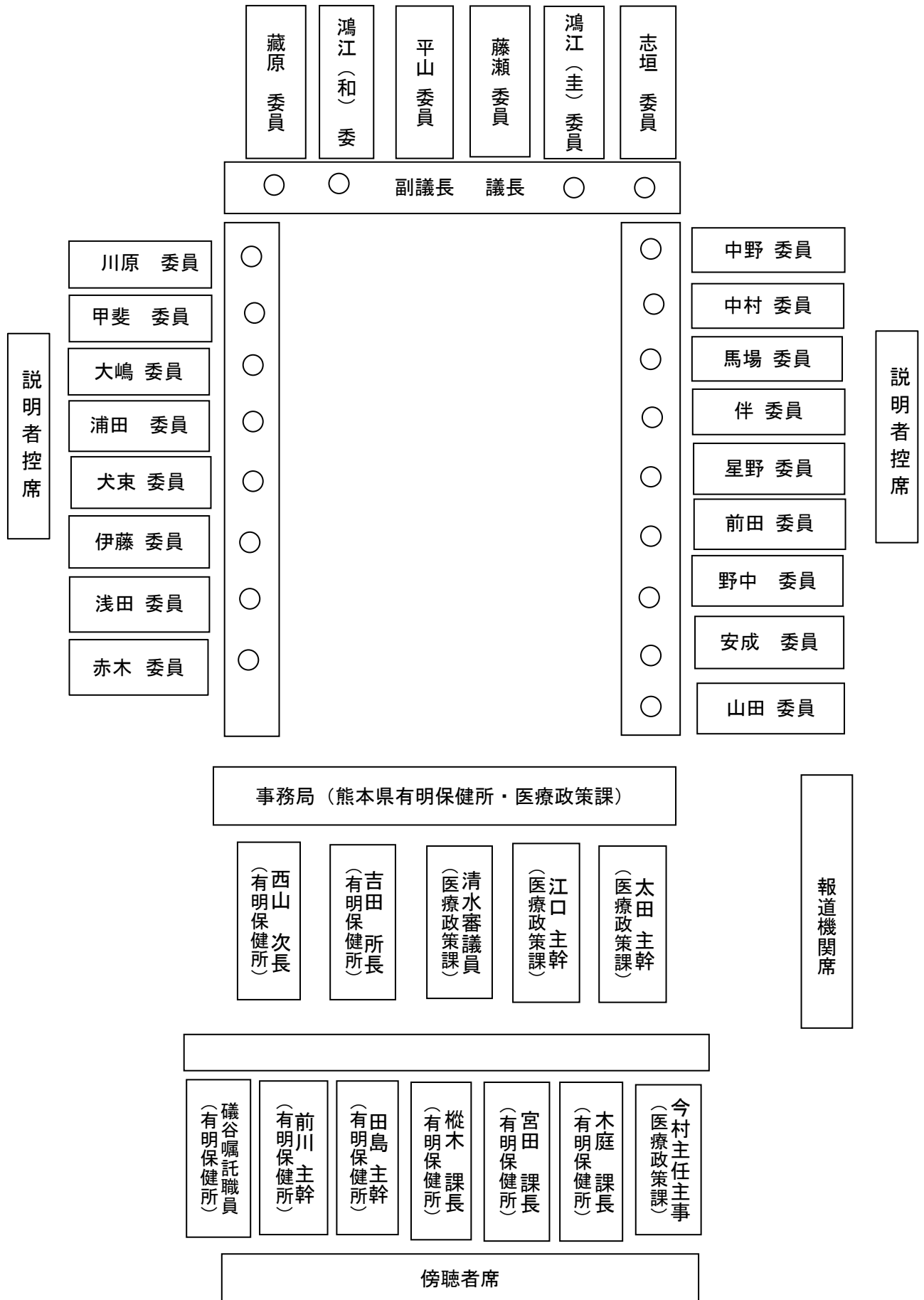
IV 閉 会

平成30年度第4回有明地域医療構想調整会議 委員

(順不同)

No.	氏 名	構成	所属・役職
1	赤木 純児	公立病院	玉名地域保健医療センター・院長
2	浅田 敏彦	市町行政代表	荒尾市長
3	伊藤 隆康	荒尾市医師会 診療所代表	伊藤医院・院長
4	犬束 美尚	玉名郡市歯科医師会 副会長	犬束歯科医院・院長
5	浦田 誓夫	玉名郡市医師会 診療所代表	浦田医院・院長
6	大嶋 壽海	公立病院	荒尾市民病院・事業管理者
7	甲斐 親昌	熊本県老人保健施設協会代表	ゆうきの里・施設長
8	川原 延夫	公益社団法人熊本県精神科協会代表	玉名病院・理事長/院長
9	藏原 隆浩	市町行政代表	玉名市長
10	鴻江 和洋	荒尾市医師会 病院代表	新生翠病院・理事長
11	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会代表	白寿園・施設長
12	志垣 信行	公立病院	和水町立病院・院長
13	中野 哲雄	公立病院	公立玉名中央病院・院長
14	中村 光成	荒尾市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	西原クリニック・院長
15	野中 理佳	熊本県看護協会 鹿本・有明地区理事	山鹿市民医療センター・看護部長
16	馬場 一英	荒尾市歯科医師会 副会長	ばば歯科クリニック・院長
17	伴 美紀	熊本県保険者協議会代表	全国健康保険協会熊本支部 企画総務部保健グループ長
18	平山 晴章	玉名郡市医師会長	平山耳鼻咽喉科医院・院長
19	藤瀬 隆司	荒尾市医師会長	荒尾駅前クリニック・院長
20	星野 輝彦	熊本県薬剤師会玉名支部 支部長	ハッピー薬局
21	前田 移津行	市町行政代表	玉名郡町村会長
22	安成 英文	玉名郡市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	安成医院・院長
23	山田 耕太郎	熊本県薬剤師会荒尾支部 支部長	長洲きんぎょ薬局

平成30年度 第4回有明地域医療構想調整会議委員 配席図



有明地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、有明構想区域（以下「構想区域」という。）に有明地域医療構想調整会議（以下「有明地域調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 有明地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- （1）構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- （2）病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- （4）地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- （5）その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

（組織）

第3条 有明地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第4条 有明地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、有明地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 有明地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 有明地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

（会議の報告）

第6条 議長は、必要と認めるときは、有明地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 有明地域調整会議の庶務は、熊本県有明保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有明地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年 7月 11日から施行する。